

# 1 水産業を巡る概況

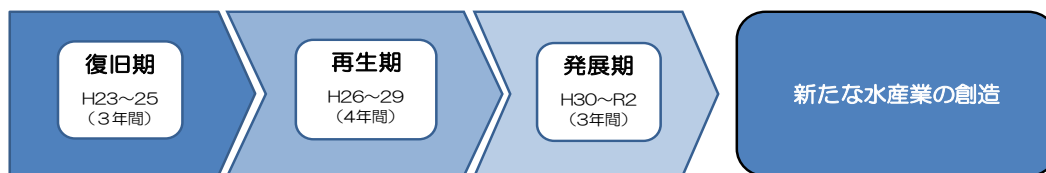
## (1) 東日本大震災からの復旧状況

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、本県で営まれている多種多様な漁業、沿岸部に集積していた流通・加工に関する産業は壊滅的な被害を受けました。

そのため宮城県では、平成23年10月、宮城県震災復興計画に基づき、本県水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示すため、「宮城県水産業復興プラン」を策定し、平成23年度から令和2年度までの10年間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分し、様々な施策に取り組みました。

さらに、水産業の復旧に向けた取組を一層加速し、本格的な復興に向けた取組を強化するため、平成26年10月に「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づいた、「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅱ期）」を策定しました。

第Ⅱ期計画では、震災発災から10年目となる令和2年度までの復旧・復興の完結を目指し、各種施策を展開しました。



令和2年度末における復旧状況は次のとおりとなっています。

- 漁港：漁港の復旧状況については、災害査定件数ベースの完成率は県全体で約94%（県管理漁港91%，市町管理漁港96%）となっています。
- 漁船：平成29年度末までに復旧を終えた漁船は約8,800隻となり、復旧を希望する全ての漁船の復旧が完了しました。
- 漁業：漁船が復旧した刺網漁業や火光利用敷網漁業、小型底びき網漁業などの沿岸漁業は操業を再開し、令和2年の許可実績は、震災前と比較すると約75%となっています。
- 養殖業：養殖施設は約5万1千台（約100%）が設置済となり復旧が完了したほか、カキ処理場などの共同利用施設も855件整備され、復旧が完了しました。令和2年度漁期の生産量は、カキ1,587ト、ノリ373百万枚、ワカメ9,856ト、ギンザケ14,191トとなっており、宮城県漁協共販実績による平成18年度から平成22年度の中庸3か年平均值との比較で、カキ約38%、ノリ約56%、ワカメ約72%、ギンザケ約104%となっています。
- 魚市場水揚：令和2年1月～令和2年12月の主要5魚市場の水揚げ量は23万3千ト、金額は499億円で、水揚量は約73%、水揚金額は約82%となっています。
- 水産加工：水産物の流通に不可欠である水産加工業協同組合が所有する冷凍冷蔵施設や製氷施設などの復旧整備は、令和2年度までに完了しました。

## （２）水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）の策定

「水産業の振興に関する基本的な計画」は、本県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定するものです。

東日本大震災からの復旧・復興の完結を目的とした第Ⅱ期計画の進捗を踏まえ、新たに取り組むべき課題や近年の本県水産業を巡る情勢変化に対応する新たな総合計画として、令和３年度を始期とする第Ⅲ期計画を策定しました。

宮城県の水産業を巡る状況は、海洋環境の変化による水揚の変動や、人口減少に伴う国内市場の縮小など、自然環境や経営環境が大きく変化しています。

水産業が活力ある産業として持続するためには、水産業者と多様な主体が連携し、新しい技術・価値観等の導入を進め、イノベーションを創出することで、これらの諸課題を乗り越える必要があります。これを踏まえ、目指すべき姿を“環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”とし、４つの基本方向に沿って必要な施策を展開していきます。

## （３）漁業法の改正への対応について

国による水産政策の改革として、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理、漁業許可、漁業権免許制度の一体的な見直しにより、漁業法が全面改正され令和２年１２月に施行されました。

改革の柱となる資源管理の強化として、資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）による管理等の方向性が示されたほか、密漁対策としてあわび、なまこ、うなぎの稚魚が「特定水産動植物」に指定され、許可や漁業権に基づかずに採捕した場合の罰則強化が行われました。

この抜本的な改正を受け、漁業許可や水産動植物の採捕の制限等、漁業調整に必要な事項を定めた漁業調整規則を海面と内水面で統合したほか、特定水産資源の漁獲量等の報告や採捕の停止に関する規則を制定しました。県では今後、改正漁業法に基づく新たな規則等により、水産資源の持続的利用と漁業秩序の維持に努めていきます。

## （４）宮城県藻場ビジョンの推進について

藻場や干潟は豊かな生態系を育むほか、水産生物の生育にも重要な役割を有していることから、国では、実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造方策を推進するための基本的な方針として、平成２８年に「藻場・干潟ビジョン」を策定しています。

特に、藻場は全国的に衰退傾向にあり、本県においてもその傾向が認められることから、国の「藻場・干潟ビジョン」を踏まえ、本県の海域特性を織り込んだ藻場造成の指針である「宮城県藻場ビジョン」を策定し、計画的な藻場の保全・創造を推進することとしました。

本ビジョンでは令和２年から令和１１年までの１０年間で藻場面積を平成２７年度と同水準の１，８００ヘクタールまで回復させることを目標とし、藻場の造成や磯焼けの原因の一つであるウニ類の除去等に取り組むこととしています。

## **(5) 新型コロナウイルス感染症流行による影響対策について**

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、水産業においても、加工場におけるマスク・消毒薬の入手難や、外食向け食材を中心に流通の停滞・価格低下などの影響が生じました。このため、漁業・水産加工業における感染防止策の周知を図るとともに、事業者の影響についての情報収集及び国の緊急対応策についての情報提供を行いました。

令和2年4月には国から緊急事態宣言が発出され、飲食店への営業自粛や不要不急の外出自粛などが要請されたことで、需要の減少や価格低下など、県内水産業者への影響も大変大きくなりました。県では継続的な状況把握に努めるとともに、国の緊急経済対策の活用や県独自の補正予算措置により、県内各事業者への経営支援、人材の確保、県産水産物の流通促進、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組などへの支援を行いました。新型コロナウイルス感染症の流行がいつまで継続するかは予測が困難ですが、継続的な支援と流行収束後にも残ると考えられる消費形態への変化等を念頭に置いた対応が必要となっています。

## **(6) 第40回全国豊かな海づくり大会について**

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、漁業の振興と発展を図ることを目的として、昭和56年から毎年開催されている「四大行幸啓」の一つです。

本県で初めての開催となる第40回大会では、大会の開催趣旨に加え、東日本大震災の際に全国から頂いた多くの支援への感謝の気持ちを伝え、復興が進んだ本県水産業の姿を全国に発信するとともに、豊かな自然と歴史有る文化に育まれた宮城の魅力と、本県自慢の「食」の魅力も発信することとし、令和2年9月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年延期となりました。

このため、令和2年度は翌年の大会開催に向け、万全な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、準備を進めるとともに、大会記念イベントの開催、稚魚の放流や海浜清掃など水産資源保護・環境保全に関する啓発活動等により全県的な機運醸成を図りました。

## **(7) 全国各都道府県からの応援職員の派遣**

震災以降、本県には、地方自治法に基づき全国各都道府県から多数の応援職員が派遣されています。

水産関係機関については、令和2年度は、県庁の水産関係課をはじめ、各地方振興事務所水産漁港部に全国8都県（埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、愛知県、広島県、大分県、鹿児島県）から13名の応援職員が派遣され、本県職員とともに漁港や水産業の復旧支援など、復興に向けた様々な業務に携わっていただきました。